

統計委員会 国民経済計算部会
第4回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

統計委員会 第4回国民経済計算部会 議事録

1. 日時 平成21年2月26日(木) 16:00～17:15

2. 場所 第4合同庁舎11階 第1特別会議室

3. 出席者

(委員)

吉川部会長、大守委員、野村委員、舟岡委員、栗林臨時委員、高木臨時委員、中村臨時委員、藤井臨時委員、岩本専門委員、作間専門委員

(審議協力者)

財務省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

(内閣府・総務省政策統括官(統計基準担当))

中島統計委員会担当室長

岩田経済社会総合研究所長、中藤次長、井上総括政策研究官、田口総務部長、大脇国民経済計算部長、二村国民支出課長、二上国民生産課長、百瀬国民資産課長、佐々木分配所得課長、松谷価格分析課長、三井地域・特定勘定課長、植松企画調査課課長補佐

北田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官

4. 議事

(1) 国民経済計算の作成基準について

(2) その他

5. 配布資料

- 資料1 専門委員会に属すべき専門委員の指名について(案)
- 資料2 専門委員会の審議の経過(報告)
- 資料3 作成基準の位置づけ、手続及び構成
- 資料4 作成基準に関する修正点・主な意見(整理表)
- 資料5 国民経済計算の作成基準(案)
- 資料6 諮問第9号の答申 国民経済計算の作成基準について(案)

参考 作成基準に基づき公表される参考資料

6. 議事録

○吉川部会長 それでは、まだ委員の方おそろいではないのですが、定刻になりましたので、ただいまから「統計委員会国民経済計算部会」を開会いたします。

本日は、出口委員、門間委員、橋本専門委員、深尾専門委員、堀岡先生が御欠席でございます。

また、オブザーバーとして、関係府省と日本銀行の御出席をいただいております。

議事に入る前に、お手元の資料を確認させていただきます。

議事次第、座席表、資料1～6、参考を配付してございます。もし欠けておりましたら、御連絡いただけたら幸いです。

それでは、審議に入ります。

本日は、前回に引き続き、お手元の議事次第にありますように「国民経済計算の作成基準について」「その他」ということでございます。

まず、専門委員の専門委員会への配属について、事務局から御説明をお願いいたします。

○国民経済計算部長 資料1をごらんいただきたいと思います。「専門委員会に属すべき議員、臨時委員及び専門委員の指名について（案）」というものでございます。

これにつきましては、2月9日の統計委員会におきまして、伊藤先生、関川先生、宮川先生の専門委員の任命と計算部会への配属、また、井出先生の国民経済計算部会への配属が決まっております。

今回このペーパーによりまして、部会長名で4人の先生方をそれぞれ、そこに書いてある専門委員会へ配属するという指名を行うことにいたしたいと思っております。

以上でございます。

○吉川部会長 では、この案のとおりでよろしくをお願いいたします。

引き続き、国民経済計算の作成基準についての審議に移ります。

まず、勘定体系・新分野専門委員会において付議しておりましたので、栗林委員長の方から審議状況の報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○栗林委員 ありがとうございます。それでは、勘定体系・新分野専門委員会の審議状況について、御報告させていただきます。

資料2をごらんいただきますと、そこにごございますように、今まで2回にわたり審議が行われております。答申案と作成基準案の審議が行われ、23日に了承を得ております。詳しい内容は、後ほど事務局から修正点等の御説明をいただくことになっておりますが、基本的に利用者が国民経済計算とは何かわかるように、その視点に立って項目や概念等を記述すべきという意見があり、それに基づいて修正を行っていただきました。

いろいろな手法の解説とか、年報でのいろいろな概念の説明とかがございますので、そういうものも勘案して、基本的に作成基準を見て、利用者の視点からわかりやすくまとめていくということで議論したと考えております。

完全なものをこの短い期間でつくることは難しい点がございますので、利用者にとってわかりやすいものを目指すという今後の見直しにおいて、必要な修正を行っていくということとして、本案

について了承しております。後ほど御紹介がありますが、答申案にその旨を記述するように修正しております。

以上でございます。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。

本日議論は、後ほどまとめてやっていただくことにしまして、そのほか、資料2の最後にありますとおり、新たな資本統計の整備への取組み等を議題として、高木先生が委員長をされておりますストック専門委員会が昨年11月に開催されております。

この資料2の下の方を見ていただきますと、4月に作成基準を再び諮問する予定であり、その議論の準備として、3月17日にストック専門委員会にお集まりいただく予定になっております。それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川部会長 それでは、続きまして、メインテーマであります作成基準について、事務局から御説明をお願いいたします。

○国民経済計算部長 資料3をごらんいただければと思います。最初に「作成基準の位置付け、手続き及び構成」について、もう一度確認をしていただければと思います。

最初に位置付けについてでございますけれども、統計法の第6条におきまして、作成基準というものは、内閣総理大臣が定めるものであり、定めようとする際には、あらかじめ統計委員会の意見を聞かなければならないとされているところでございます。

具体的に意見を聞く際の手続きでございますが、内閣府が作成基準について、統計委員会に諮問をいたしました。今回は去年の9月8日に諮問いたしております。

その統計委員会が諮問を受けて審議をいたしまして、その際、この案件を国民経済計算部会に付託をいたしております。更に国民経済計算部会の下勘定体系・新分野専門委員会に付託をしたということでございます。

したがって、勘定体系・新分野専門委員会は、諮問に対する意見をとりまとめた答申案を作成いたしまして、それを国民経済計算部会で承認を得て、統計委員会の承認を得るという手続になってまいります。

統計法の全面施行が来年度の4月1日からでございます。それに間に合うようにということで、統計委員会の答申は3月9日に予定しておりますので、今回の部会で承認を得て、3月9日の統計委員会の方へ上げるということでございます。無事上がりますと、内閣府はその答申案を受けまして、作成基準を公示することになります。

ここで議論していただくのは、答申案と答申案に付随する作成基準本体の2つの案でございます。その具体的な内容につきましては、担当課から説明させていただきます。

○企画調査課 企画調査課から説明させていただきます。

今、部長から説明がありました資料3の最後の方で、作成基準案の構成というところをごらんいただければと存じます。

作成基準案につきましては、前回のSNA部会等でも御議論がありましたけれども、こちらのポ

ンチ絵を付けさせていただいております。

作成基準については、今の段階では、附則を含めて8項目から構成されております。若干構成自体も前回のSNA部会のとときと比べると変わっております。これは後ほど御説明いたしますが、大きいところは変わっておりませんで「1 概論」は、趣旨などを記載したものでありますし、「2 勘定系列」というところは、どのような勘定がつけられるか一覧で記載したものでございます。

「3 分類」につきましても、制度別等の分類の考え方を記載するものでございますが、作成基準上でこちらの分類については別途公表と書かせていただいておりますが、2つ矢印が出ておりますが、経済活動別の分類の一覧と財貨・サービス別分類の一覧、こちらは公表すると書かせていただいております。資料は、今回は参考ということで最後の方に付いておりますので、後ほど御案内させていただきます。

「4 記録原則」につきましては、こちらに書かれているとおりでございますが、発生主義等のことを書かせていただいております。

「5 記録内容」は、2で勘定系列の一覧がありましたけれども、これは勘定の内容を具体化しておりますが、これについても後ほど御説明させていただきますが、最後に補足的な表ということで附表とか主要系列表をイメージしておりますが、そちらの一覧というものも公表する等を書かせていただいております。

「6 作成方法の原則等」というところが、今回、勘定体系・新分野専門委員会の検討を踏まえて、追加的に書かせていただいたものでございますが、作成方法の原則論みたいなものを記載させていただきます。

「7 雑則」というところでいろいろ書かせていただいておりますが、ここについては国際基準との対応状況を別途公表ということで記載させていただきます。

資料4と資料5に、今のめぐりのところは整理させていただきます。資料4は横表になっておりますが、9月8日からの現時点での見え消しという形で左側に置かせていただいて、右側につきましては、修正意見のより本質的なところを記載させていただきます。

資料5につきましては、資料4の見え消しを、そのまま立込みでつくったとお考えいただいて結構でございます。

それでは、資料4につきましては、一度SNA部会でも御紹介させていただいているものもありますので、勘定体系・新分野専門委員会での議論を踏まえて修正されたものを中心に御説明させていただきます。

1ページ目に「2 勘定系列」というところがございますが、当初は「勘定体系」という項目名だったので、内容的には勘定体系というのはどういう制度部分でつくるかということも入るだろうということでございまして、御意見を踏まえてタイトルをまず勘定系列に変えさせていただきます。それが1ページ目の大きな修正点でございます。

2ページ、ゴシックで書いてあるところが、それ以降の修正ということで、先ほどの1ページのところもゴシックにすべきところがゴシックになっていなかったのですが、2ページにつきましては、左側の「(4)一国経済全体に関する勘定」と「(5)補足的な勘定」をについて、勘定を消して、

表となっております。

一国経済全体につきましては、統合経済勘定という言葉があったのですが、それだとバランスが悪いのではないかという御指摘もあり、より端的に一国経済全体という表現に変えさせていただいております。

あと補足的な勘定を補足的な表に変えましたのは、もともと勘定というのは、源泉と使途で構成される表でございます。現在私どもでつくっている主要系列表等々は勘定という形式よりもより広い意味の表という概念の方が望ましいのではないかという御指摘でございます。それで、勘定から表という表現に改めております。

資料4の3、4ページは、基本的にはSNA部会のものと同趣旨でございますが、5ページの「(4)主要項目における実質価額の記録」は、御意見としては実質化する項目というものも記載すべきではなからうかという御指摘ございました。そういうわけでございまして、大枠を定めるという考え方に基きまして、例示で代表的な事例をこちらの方で修正を加えさせていただいております。具体的には、国内総生産、国民総所得といった主要な項目という表現に変えさせていただいております。

6、7ページの主な修正点であります。基本的には同じような内容の趣旨でございますが、例えば生産に関する勘定というところをごらんいただければと思います。もともとの趣旨は、右側に書いてありますとおり、最終消費支出等の項目、あるいは項目の概念もきちんと記述すべきではないかというものでございました。今回は、別に公表というところで整理させていただいた93SNAとの国際基準との対応状況であります。そちらについても本文には現在入れていないという整理でありまして、例えばソフトウェアの項目等重要なものがあるであろうということでございます。

修正案につきましては、例えば生産に関する勘定につきましては、固定資本減耗、こちらは定義を年報に基づいて記載しておりますけれども、こういった項目がこの勘定に含まれるといったトーンで表現を修正させていただいております。

そういう意味で、所得の発生に関する勘定の本勘定には以下のものを含む、最後にございますが、この記述も同じような趣旨でございます。

ウの方も、年報を基に財産所得の定義を書いております。

7ページは以上でございます。

8ページ「カ 所得の使用に関する勘定」というところがございます。これも同じような御意見の意味で書いてございまして、最終消費支出を項目と概念をこちらに追加的に書いております。

9ページ、(2)資本取引に関する勘定でございますが、これも同じような趣旨で本勘定には以下のものを含むということで、総固定資本形成、固定資本減耗、在庫増減といったところを記載しておりますが、国際基準との対応づけの関係で無形固定資産の範囲をソフトウェアに関する支出を含むという記載を加えております。これが9ページ目の修正でございます。

10ページ、最後の(4)一国経済全体であります。これは先ほど冒頭で述べさせていただいたことと同じことでございますが、統合経済勘定というのが一国経済全体に関する勘定ということで修正させていただいております。

11 ページは、先ほどのポンチ絵の方でも御紹介させていただきましたけれども、作成方法の原則という節を追加的に起こしております。これの趣旨は、具体的なものは横の方に書かせていただいておりますけれども、具体的な作成方法ということで、推計手法の詳細については、総務大臣に通知する旨の統計法の規定がございます。ただ、作成基準の方でも原則論みたいなものがあるのもいいのではないかとこのところでございます。

御意見を踏まえまして、原則論というところで、書き方についてはフローとストックということで整理して書かせていただいておりますが、フローとストックのそれぞれにつきまして、大体大まかな流れをこちらの方に記述することとさせていただいております。

(3)そのほかのところは、前の雑則にあったものをこちらの方に移してきておりますので、これについては、特段アンダーライン等はありませんが、趣旨等については前から移ってきたものであり、意味が変わっているものではございません。

11 ページは以上でございます。

少し細かい話ではありますが、12 ページの附則でございます。こちらは統計法の全面施行日が決まりましたので、その旨の変更を21年4月1日ということで記載させていただきました。

参考というところがございますが、先ほどのポンチ絵にもございましたとおり、例えば資料5の2 ページ目に「(2)経済活動別分類」「(3)財貨・サービス別分類」というのがございますが、最後の方に当該分類を公表するというのを書かせていただいております。そういうようなものがそれぞれ先ほどのポンチ絵で申しますと、5つあります。

こちらに付けさせていただいておりますのは、作成方法以外のものでもございまして、それぞれ資料3に基づいて御説明させていただきますと、経済活動別分類の一覧と財貨・サービス別分類の一覧、あるいは補足的な表の一覧が3 ページ目でございます。

4 ページ目以降は、国際基準との対応づけでございまして、こちらは作成基準とは別途公表するというので整理させていただいたものでございます。

説明は、以上でございます。

○吉川部会長 ありがとうございます。

続きまして、資料6、答申案の説明を事務局からお願いいたします。

○国民経済計算部長 資料6をごらんいただければと思います。これが諮問に対する答申の文書でございまして、統計委員会委員長から内閣総理大臣あてということでございます。

「1. 意見及びその理由等」の意見ということでございますけれども、内閣府が諮問した国民経済計算の作成基準の(案)、諮問案でございますが、これについてはおおむね妥当と考えられるが、以下の理由等を踏まえ、その一部を修正し、別紙修正案のとおりとすることが適当であるとございます。この別紙修正案というのは、先ほど担当課の方から説明したものが、その現物に当たるものでございます。

「(2)理由等」でございまして、「ア 背景及び考え方」と「イ 修正理由」と2つに分けて書いてございまして、この背景及び考え方というのは、当初の諮問案の背景及び考え方ということで、形式でございまして、書いてございます。

最初の2つのパラグラフにつきましては、昨年の基準時にも御説明したものでございますけれども、国民経済計算の重要性というものを記述した上で、その観点から作成基準の設定が法律上求められているということを形式的に書いているところでございます。

こういった背景の下で、諮問については大きく3つの考え方に基づいて書いてあるということを説明してございまして、①その根幹となるガイドラインを定めるものであるということ。

②作成方法や内容等の細部については、別途推計手法解説書とか各年次の刊行物における用語解説等により公開することを想定して、作成基準の方には記載しないという方針でございます。

③国際連合の定める基準との関係につきましては、その対応状況について別途広く公表をすることを基本となる原案の作成の考え方ということでございます。

それについて、先ほど説明があったような修正をやったわけですが、その修正の理由ということで「イ」に書いてございますけれども、1つは作成方法の原則が抜けているのではないかとということで、これを明示的にする必要があるということでございます。

それから、利用者の利便性を図るために、3つ修正をしました。

1つ目は、主な項目やその概念など記述するということ。

2つ目は、分類とか補足表などについて、公表する旨を記述するということ。

3つ目は、わかりにくい表現等をより正確で、平易かつ明快なものに改める必要があるということで修正を行ったということでございます。

以上が、1. でございます。

「2 今後の課題」ということで、これも答申案に盛り込ませていただいております。

「(1)改正時期」と「(2)諸課題への対応」ということでございます。

「改正時期」につきましては、いろいろと御議論もございましたものですから、国際連合の基準の改定の際の改正することに加えて、5年ごとの基準改定の際や、概念変更などを行った場合においても、改正の要否を検討すべきであるという意見を付け加えております。

「(2) 諸課題への対応」ということでございまして、2008 SNAの対応や、国際動向への対応、あるいは統計委員会から出されました基本的な計画に盛り込まれたSNA関係の課題への対応であるとか、17年基準改定の対応等々ありますものですから、そういった課題への対応を進める中で、作成基準や作成方法の見直しを行う必要があると書いております。

加えて、利用者の意見等を踏まえて、よりよいものに改善していくという趣旨で必要に応じ見直しを行うという意見を述べさせていただいているところでございます。

答申案については、以上でございます。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。

主として、資料5と6になるかと思いますが、作成基準の案と、統計委員会で3月9日に審議していただく予定になっている答申案です。委員の皆様方から御意見等ございましたら、いただきたいと思います。どなたからでも結構です。

○中村委員 前回も発言したことの繰り返しになってしまいますので、資料4でお話しした方がよろしいと思いますが、4ページ「4 記録原則」の発生主義のところ「一般政府に関するものな

どを除き」という点に私は反対いたしまして、そのことをきちんと書いていただいているわけですが、G F Sでも一部残っていた現金主義をなるべく廃止して発生主義を徹底させるとか、あるいはオーストラリアでは地方まで含めて、政府のすべてのレベルにおいて、財政統計を発生主義で記録するようになるということもありますので、今、基本は発生主義でありますから、こういう言葉をなぜあえて入れておくのかなという気がいたします。

理由の中で我が国固有の作成基準を明示するという観点が書いてありますが、これはなるべく固有のものが無いものが望ましいわけですから、こういうのは理由にはならないのではないかと気がします。

○吉川部会長 では、その点について、事務局からお願いします。

○企画調査課 御指摘はおっしゃるとおりだと思っておりますけれども、作成基準は、今回現状のものでとりまとめるという趣旨がございまして、現時点で一般政府につきましては、発生主義的なところがなかなか難しいところがございます。今後見直しの中で、そういった視点で取れるようにできればよろしいのですが、現時点の整理ということでは、これでいくべきなのかなと考えております。

○中村委員 確かに発生主義にはなっておりませんが、しかし、原則として書いてあるわけですから、なるべくその方向に近づくという努力はすべきものと考えますので、原則としても一般政府について発生主義ではないといって、努力を怠るという口実にするのはおかしい気がします。

○岩本委員 同じ点なのですけれども、私も、中村委員と同じ意見です。これは文言としてこの文章を読みますと、一般政府が適用除外されてしまうと、一般政府というものはそもそもどういう原則に基づいて記録するのかということが、作成基準上漏れてしまうように感じますので、原則しつてという言葉が入っている以上、例外があっても別に全然構わないわけですから、入れておくのが自然であって、外す方が非常に不自然ではないかと思えます。

一般政府の方の勘定をこれから議論するに当たっても、そもそも原則は何かということにのっとって議論をしていくわけですから、そのときは当然発生主義で記録するのは原則であるというもので議論していくことになろうかと思えますので、現状との整合性はこの原則としてということで担保されていますし、将来の方向性というのは発生主義に基づく記録だととらえることができますので、除きというのは私も中村委員と同じように入れたい方が適切ではないかと思えます。

○吉川部会長 今の点について、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

○高木委員 私も原則としてという言葉が入っている以上、原則を書くべきだろうと思えます。お二人の委員が言われた方に賛成します。

○吉川部会長 私も今のお話を伺っている限りでは、一般政府に関するものなどを除きというのをわざわざここに明示的に書かなくても、既に3人の委員の方がおっしゃったとおり、現状はそれなりとして、直ちにすべて変えろということではなく、ここは原則を掲げているということで、一般政府のところの文言を削っても問題ないのではないかと私も思うのですが、後で事務方と相談させていただくということでもよろしいでしょうか。今の点について更にほかの委員の方々で御意見がある方があれば、今、言っていただくとして、3名の方は同じ意見だったろうと思えます。いかがで

しょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川部会長 今の点は、3名の委員の方から、問題提起がなされたということで、ほかにいかがでしょうか。

○野村委員 資料4の3ページの分類の部分に「(2)経済活動別分類」というのがありますが、右側の方で国際標準産業分類といった具体的な採用すべき分類を盛り込むべきではないかという御指摘があったのかもしれませんが、それに対応するような形で、むしろ日本標準産業分類も考慮しという文言がここに入って来た。そうしますとこれも現状はそうなのでしょうけれども、原則として読むとすると将来的には違うんだろなと思います。やはり、日本標準産業分類という形で整合性をとっていくことが、将来的には素直な方法だと思いますので、この部分は必ずしも要らないのかなということです。

○吉川部会長 修文として具体的にどうなのですか。

○野村委員 具体的に言いますと「日本標準産業分類を考慮し」といきますと、日本標準産業分類と、J S Nにおける経済活動分類が違うということを明記しているような感じがしますので、現状は違うんですが、将来的に向けては、それが統一していくような方向に当然進んでいくものだと思いますので、この部分を書く必要があるのかということです。修文の案としましては日本標準産業分類も考慮しというのは、取り除いてもよろしいのではないかということです。

もう一点その下に「(3)財貨・サービス別商品分類」というのが、グッズをイメージするという形で「財貨・サービス」になったのかもしれませんが、93 S N Aにも、C P C (セントラル・プロダクト・クラシフィケーション)を採用すると書いているように、ここでなぜ生産物分類という名称を避けたのか。生産物と財貨・サービスは同義ですので、分類の名称としては生産物分類にして、中の説明において財貨・サービスと書かれる方が標準的なのではないか。

そうしますと、経済活動分類、制度部門別分類、生産物分類という形で、すっきりと分類としては書かれたらどうということでございます。

分類に関しましては、以上です。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。今の点について、他の委員の方々に何か御意見ございますか。

○中村委員 基本的に、野村委員のおっしゃることに賛成です。それに関連しまして、今日お配りいただいた参考の1ページ目が経済活動別分類で、2ページ目が財貨・サービス別分類になっておりますけれども、1ページ目の中分類が2ページ目の小分類になっている点を除くと、あとは業が付くか付かないかということだけだと思うんですけれども、1ページ目は産業分類であって、2ページ目は、野村委員のおっしゃった商品分類なのかもしれませんが、同じものが載っていて分類が違っているのはどう理解したらよろしいのでしょうか。

○吉川部会長 事務局の方からどうぞ。

○企画調査課 基本的には、野村委員のおっしゃっている生産物分類と、産業活動別分類、現在使っているものを示しているということでございます。一致する部分も当然名称としてはあると思っ

ております。

参考は、作成基準をつくりましてから、その後はこちらについては別途お示しするという整理でございますので、現時点では、答申や作成基準と切り分けていただいた方がよろしいのかなと考えております。

○吉川部会長 では、この点も含めまして、同じ点についてですか。

○舟岡委員 名称ですから、財貨・サービスにするか生産物にするかということですが、これまで財貨・サービスを国民経済計算ではずっと使っていますし、この作成基準全体にも財貨・サービスという名称で統一していますので、その整合性はとっておいた方が適当かなと私は思います。

○吉川部会長 従来からの継続性ということにかんがみると、財貨・サービスでいいのではないかなという御意見ですか。

○舟岡委員 それから、作成基準の中が全部そういう用語で統一されております。

○吉川部会長 なるほど。ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。ほかの点でも、同じ点でも結構です。

○高木委員 今の点に関して、表をよく見てみると、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者、これだと経済活動別分類の方が詳しくて、財貨・サービスは1本になっている。普通の感覚とちょっと違うのですが、その辺も若干、考えていただければと思います。

話は全く違うのですが、資料4の1ページ、全体に関するものというのがありますね。作成基準の改定頻度に関する話が出ています。SNAは国際的なガイドラインですから、その国によって、SNAそのものではなくて、若干SNAに近づけるように改定していくという過程はあると思うんです。これですと、最初にありますように作成基準の改定頻度について云々という質問が出されているわけですが、これはそのとおりだと思うんです。

それが作成基準の中に盛り込まれていない。言い換えると、資料6の答申案の①②との関係に関する話だと思うんです。

要するに②で細部について云々という形があります。細部については、公開することを想定しており作成基準には記載しない。

③で細部の変更はその都度更新するものと位置付けているとありますが、どこまでが細部で、どこまでが作成基準になるのかが、ちょっと気になっております。

例えば先ほど出てきたソフトウェアの話というのは細部なのか、それとも作成基準全体に関わるのか。その辺の判断があるのではないかと思います。

何を言いたいかといいますと、資料4の1ページの右側に→がありますね。「基本的には、国際連合基準の改正のたびに変更を要することになるのが、それ以外の場合でも、基準改定などにより作成基準該当事項に変更が必要となる際には、基準の改正を行うことと」という文章をどこかに生かせないかと思うのです。

○国民経済計算部長 先生のおっしゃる趣旨のところは、本体ではなくて、答申の1枚紙の裏の2の「(1)改正時期」というところに書かせていただいております、「作成基準の改正については」「国際連合の基準の改定の際の改正に加えて、5年ごとの基準改定の際に概念変更などにおいて

も改正の要求検討すべきである」という答申案になっておりまして、これを受けて今後対応していくという話になるかと思えます。

どこまでを基準に入れて、どこまでは外に出すかというのは非常に決めづらいところがあるものですから、勘定体系委員会で議論していただいて、具体的に中に入れた方がいいというもの、例えばソフトウェアとかいうものについては、意見を反映して中に入れてありますけれども、潜在的には入れられるものもあるかと思えますけれども、具体的に議論になったところについては中に入れてあるものもあるということでございます。

○高木委員 そうしますと、改正の時期というのは5年間固定されるというふうに考えていいんですか。資料6の2の(1)ですね。

○国民経済計算部長 現場の立場から言うと、最低5年は改正しないのではなかろうかと思えます。特段の大きな事情変更等があった場合には、途中でも改正ということがあるかもしれません。

○野村委員 ちょっと話を分類の方に戻しますが、基本的に国連の生産物の分類も北米の分類も、新しくプロダクトという形に変えてきている時期であって、その内容を説明する時には、財貨・サービスという形で書いていて自然だと思うんですが、国際的にわかりやすい形でとらえられたらどうかと思えます。

例えば経済活動分類のところも、現状としては、サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者という形で一度分離しておいて、その中に経済活動を描いているわけです。これが日本の慣習というか、現状やられていることだと思います。

しかし一方では、本来制度部門別の生産勘定を基本計画につくりましようと言っていたときには、制度部門と産業がクロスするような姿で描くとすれば、こういう分類も非常に奇妙なものになってくると思えます。経済活動分類としては、純粋な経済活動の分類だけを抽出し、それが制度部門とクロスするような関係性になるのかなと認識しています。今回の作成基準において、政府サービス生産者とか、対家計民間非営利サービス生産者というのを書くことは、経済活動の分類においても生産物の分類、財貨・サービスの分類においても現状としてそうなっていますので、自然ではあるかなと思えますが、もしそれが何か原則のような感じで認識されるとすれば、そこは古い感じのものを引きずってしまう。日本の慣習みたいなものに過ぎないと思えます。

名前も是非スタンダードな形に変えていただければと思えます。

○吉川部会長 先ほど舟岡委員は、財貨・サービスの方でいいだろうということをおっしゃったと思うんですが、今の野村委員のお話を受けて、改めて生産物、財貨・サービスのところはいかがですか。

○舟岡委員 生産物分類を我が国でもこれから検討するということが具体化されていればいいのですが、現行で商品分類はありますが、サービスの分類はありません。それらをひっくるめて生産物の分類としていくのだという考え方が野村委員の頭の中にあるのだろうと思えますが、先ほど事務局からも御説明がありましたが、現行の分類や統計がどのように作成されているかをある程度踏まえて基準がつくられているということからしますと、これまでの利用者に余り違和感のないような形で作成基準が設けられることについても、考えていいのではないかと思います。

○吉川部会長 ほかの点も含めていかがでしょうか。

○野村委員 資料4の5ページ目の「記録原則」の「(2)市場価格による評価」というところですが、右側の意見のところ、生産・輸入品に課される形を含むと、税の扱いについて盛り込むべきではないかという御指摘の下で、左側の形に改定されたのだと思いますが、これをそのまま読みますと「原則として生産・輸入品に課される税を含む市場価格により評価する」となってしまうので、今、やっていないことは勿論了解しておりますが、将来的に目指すべき基本価格の話とはちょっと矛盾するような姿を原則としてリコメンドするような感じにも読めてしまいます。

本来、この「市場価格による評価」というのは、原則としてマーケットで現実取引された価格によって推計すべきである、もしそれがない場合は、類似の財貨・サービス、あるいは費用アプローチみたいなものによってやりますよということの原則を定義することが役割であろうと思います。もともと93SNAのコンセプトもそうだと思うのですが、そこに税の要素を中途半端に含ませてしまったことで、本来の意図とは違ったものになってしまっています。その下には、購入者価格と生産者価格のところに、間接税、特に付加価値税の問題が書いておりませんので、奇妙な形に読めてしまう。タックスについて書かれるのであれば、この「市場価格による評価」という原則とはちょっと分離した形で書くべきだと思います。このままでは何か正確性に欠けるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○吉川部会長 野村委員の御意見は、下線が引いてあるところ「生産・輸入品に課される税を含む」を取り除いた方がいいという御提案ですね。

一方、ここでの趣旨は勿論、原則としてはマーケットプライスで評価するというところだと思います。マーケットプライスとは何ぞやということで、マーケットプライスの概念について、とりわけ税との関連をより詳しく書いたということなんだろうと思いますが、一般論としてマーケットプライスで十分であるというのが野村委員の御意見だということですね。それでよろしいですか。

○野村委員 そのときにマーケットプライスというと、今度はベーシックプライス(基本価格)か、生産者価格か、購入者価格かという形になると思うのですが、その中で将来的に我々が選択すべきは、基本価格なのでしょうけれども、これを見ますと、そうではないように読めてしまうのが問題であると思います。

○吉川部会長 今の点について、ほかの委員の方々の御意見はいかがでしょう。

○中村委員 私も基本価格を見る表示は、原則というところにどうにか入らなかなと考えておりましたので、今の表現は問題があると思います。野村委員の意見に賛成です。

○吉川部会長 同じ点について、ほかの委員の方々に御意見があれば伺いたいと思います。

よろしいですか。とりあえず今の点については、野村委員から御指摘のあったところと同じ御意見ということで、2名の委員の方々に御意見があったということで、ほかに他の論点でももし御意見があれば、この点についても結構ですので、どうぞ。

○岩本委員 現状のものを記述するという方針で考えることと、国際基準があって現状では日本はそれに準拠していないがその方向性を見て記述するという2つの考え方があろうかと思います。片方はバックワードルッキング、片方はフォワードルッキングといいますが、そんな考え方があるか

もしもありませんけれども、基本価格というのは現状では採用していないということであれば、書けるのかどうなのかということではやはり問題になるのかと思います。

現在採用していないもので国際基準に書かれているものというのは、作成基準の方に本当は書きたいという気持ちも若干ありますけれども、作成基準の意味からいくと現状を記載するのかなと考えております。

ただ、基準が部分的にでも採用されているということであれば、原則として付けていくということではいいのかなと思います。全く採用されていないということであれば、ちょっと難しいのかなという整理かなという気がします。

○野村委員 私も全く同じ意見でして、基本価格にしましょうと書くのは、まさに基本計画に書いてある話であって、今回は現行の JSNA の作成基準ですので、基本価格でやりましょうということを書く場ではないことは私も認識しております。先生のお言葉で言えば、フォワードルッキングにしたときに、それを否定するようなことが原則論として書かれていては余りよろしくないのも、それと矛盾しないような現状の記述にしましょうということをご提案するつもりでして、何かリコメントを書きたくありません。

○吉川部会長 具体的に言いますと、中村委員も具体的な修正としては、この下線部を消すということでお二人は一致しているわけですね。岩本委員の貴重な御指摘により、御意見をいただいておりますが、皆様方の御意見も踏まえて、後刻、部会長である私と事務局で相談させていただいて、それで統計委員会の方に上げさせていただきたいと思うんです。

その場合に、私と事務局で相談する際の1つの基準となるべき考え方、あるいは拠って立つ考え方について、岩本委員から今、御指摘いただいたと思っておりますが、そのことも大いに参考にさせていただいて、最終的に修正すべきところはさせていただきたいと思っております。ここについては野村委員、中村委員から同一の修正に関する御指摘があったということで、他の点についての御意見、いかがでしょうか。

○野村委員 資料4の6ページ目「5 記録内容」の(1)アに「固定資本減耗（構築物、設備、機械と再生産可能な固定資産について）」という言葉があります。先ほど年報から取ったというお話がありましたが、昔の言葉を引きずっているのかなと思いますので「機械等の生産資産について」と変更されてはと思います。後で非生産資産がどうなっているとの記述もありますので、93SNAとしては、その方が望ましいと思います。また細かい点では、設備・機械というよりも、機械・設備と並べ変えた方がいいと思います。

もう一つ、営業余剰の事例、項目の説明として「生産における企業等生産活動の貢献分」という言葉は、ほぼ理論的に見て意味がよくわからない。むしろ、間違いに近いという感じがします。営業余剰を定義するのは難しいですが、この説明自身は少し正しくないと思っておりますので、是非修正して下さる方がよいと思います。

○吉川部会長 具体的な修正、プロポーザルがもしあればと思います。

○野村委員 もし必要でしたら、後で出したいと思っておりますが、営業余剰を定義することは本当に難しいことですので、むしろ 93SNAより、2008SNAの問題に近づいてきてしまいますの

で、おそらく総生産額から、間接税、雇用者報酬を除いたという形の残差による定義ぐらいしか書きようがないのかなと思います。

○吉川部会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

○作間委員 勘定体系部会から、この国民経済計算部会に出てきた文章でして、私も勘定体系部会のメンバーですから、発言を控えておりましたけれども、野村委員の意見はもったもです。

○吉川部会長 資料の番号とページを言っていただければと思います。

○作間委員 資料4の7ページの営業余剰を始めとする各項目の定義が不十分です。統計のユーザーにとって、第一に期待されることは、項目概念の継続性だと思います。同じ概念がずっと定義されて作成されていること。

一方で、それは概念の問題であると同時に、推計方法の問題であるという側面もあるんですけども、作成基準としてカバーすべきはその概念的継続性ではないか。

今回はその点も踏まえて暫定的な作成基準にすぎないという位置付けの下で合意がされたと理解しております。その場合には、先ほど部長が5年はフィックスするんだと言っているのが、どうもつじつまが合わないような気がしております、見直しをすぐにでも始めてほしいんですけども、本来であれば、固定資本減耗とは何であるか載せるべきです。

SNAについてある程度の理解を持っている人間が、それを見ればどこが93SNAと違うのかというのがわかるように書くべきです。

統計法の規定によって作成基準をつくらなければならないわけですけども、統計策定機関という束縛するものをつくりたくなかったという印象を強く受けております。

本勘定や以下のものを含むということで書くのであれば、固定資本減耗とは何なのか。例えば社会資本の問題もあるし、しっかりSNAとの対応状況まで読み取れるような書き方をすべきだと思います。営業余剰や混合所得については、野村委員の言われるとおおり、これでは何のことかさっぱりわからないというたぐいの定義です。

発言のついでに舟岡委員と野村委員の間で議論になっている生産物か、財貨・サービスかという話にちょっと触れておきたいのですけれども、私は財貨・サービス別分類、別が必要かどうかはとにかくとして、そちらに同意したいと思います。

舟岡委員の言われるように、至るところに財貨・サービスという言葉が出ているわけです。それに対する分類だという趣旨であるという理解からすれば、財貨・サービスの方がよろしいかと思えます。

例えばCPC、中心的生産物分類というのは固有名詞です。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 資料4の7ページのウの真ん中辺りのアンダーラインの部分で「資金、土地及び無形資産等の賃借を」とありますが、資金を賃借するとは言わないと思いますので、賃借の間違ひではないかという気がします。

○吉川部会長 ほかにありますか。

○野村委員 資料6の答申案の方で、下から3行目のところに「勘定体系」と書かれていますが、

先ほど御説明あった方では「勘定系列」と変えるとお話があったように思います。

○国民経済計算部長 これは諮問案についての説明なので、もともとの原案を書いています。

○野村委員 資料4の1ページ、2ページ目に具体的な勘定の名前がありますが、ここの修正理由等にかかれてある御指摘、新たな造語をするのではなくて、何々勘定のようにという形ですが、私も「生産に関する勘定」というよりは「生産勘定」のような形が望ましいのではないかと思います。先ほどの話で、JSNAの基準改定にあわせての5年おきの改定にするのか、あるいは国連のSNAの改定に基づく改正頻度とするのかに係るわけですが、まさに名称等の変更が軽微な変更であることは、ほぼ明らかである場合は、作成基準の答申諮問というスタイルではない姿もあり得るのではないかと。それによって名称までも、何々に関する勘定という形に変える必要があるのか、これは委員会で議論がされたのかもしませんが、まさに右上の御指摘どおりなのではないかなと思います。どのような議論がされたのですか。

○企画調査課 こちらは統計法上、どんなに軽微な案件であっても、変更した場合は全部統計委員会への諮問という手順が発生します。

○吉川部会長 野村委員がおっしゃったのは、2ページ目の一番上で、例えば「生産に関する勘定」というのを「生産勘定」の方がいいではないかということですか。アはそうだけれども、中を見ていくと「に関する」を取るとやや奇妙なものもたくさんあるわけです。例えばウの「第1次所得の配分に関する勘定」というのは、「第1次所得の配分勘定」とか、ひらがなも間に入ったり、やや日本語としておかしくなる。ここは全部「に関する」で統一しているのかなと思うのですが「生産に関する」を「に関する」を取りたいという。

○野村委員 生産だけではなく、全部「に関する」です。

○吉川部会長 そうすると「に関する」を取ってしまうと、やや日本語として落ち着かないようなものもあるのではないですか。それも後刻、事務局と相談はさせていただきますが、ほかにいかがでしょうか。

○岩本委員 資料4の8ページ、下の方にある。下線の修正のところなのですが、2か所あるんですけど「家庭、一般政府及び対策家計民間非営利団体」という並び順なんですけど、制度部門別の定義からいくと、一般政府が前に出て家計と続くので、最初の定義に従った方がいいのかなという気がしました。

その次に「個別的消費財・サービスに関する支出」と書いてありますが、括弧内には含まれるものは、全部入れておかないといけないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○吉川部会長 順番はともかく、2番目の質問は個別的ということですか。

○岩本委員 限定されているので、これは大丈夫ですか、ということですか。

○吉川部会長 事務局、今の段階でどうですか。

○国民経済計算部長 現実最終消費の話だと思います。ちょっと確認させてください。

○吉川部会長 来週の月曜日ぐらいまでに、御意見があれば事務局の方にお寄せいただき、この会議でいただいた御意見も踏まえて、事務局と私で相談させていただく。その上で3月9日の統計委員会におきまして、本部会でとりまとめた作成基準（案）と諮問案を委員会の方に提出させていた

だくということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○統計委員会担当室長 統計委員会の事務局ですが、先ほど作問委員から暫定という話や、岩本委員から原則論的なお話もあったんですが、統計委員会担当室として、作成基準というのは今回初めてつくるものでありまして、いろんな面で不完全があることは仕方がないかなと思います。特に今回基本計画にもSNAの見直しが課題として入っていますので、比較的早い時期に作成基準をまた再諮問していただいて、見直しにとりかからなければいけない。

1年後にはこの基本計画のフォローアップが始まるので、その段階でもまた見直しが始まるということで、見直しは、いずれにしろ、せざるを得ないということになります。

今回の作成基準においては、少なくとも先ほどお話にあったように、現状やっていることとうそがあっては困る。これに基づいて、今後どういう改善が必要かということも議論していくわけですから、原則としてという表現が仮に問題になるとすれば、それがうそになっていないかどうかということ辺りを注意していただいて、そうでない部分であれば、この先また基本計画絡みでもっていろいろ修正がなされるものであろうという理解でお願いできればと思います。

そういう形で、3月9日の統計委員会の答申ということに持って行っていただければよろしいかなと我々としては考えています。

○吉川部会長 それはまた統計委員会での御議論だろうと思いますが、我々の部会としては、特段の御意見がなければ、ここで岩田所長から御発言をいただければと思います。

○経済社会総合研究所長 どうもありがとうございました。

新たな統計法におきましては、公的統計の体系的整備の観点から、国民経済計算が基幹統計として定められたわけでありまして、この国民経済計算の作成基準につきましては、統計の中立性、客観性を高める。また諸外国との比較可能性を確保する。あるいは利用者の利便性を高めるという観点から見て、極めて重要な役割を担っていると考えております。

本日は大変熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございます。また、専門部会におきましても、栗林委員長の御尽力のほか、先生方、またオブザーバーの省庁の方々の御尽力をいただきましてありがとうございます。

この答申案につきましては、今、吉川部会長からお話がありましたように、残った問題について、吉川部会長の下でとりまとめをお願いするということでお願いしたいと思います。

今回の答申案でもいろいろな御議論をいただきましたけれども、国民経済計算はたくさんの課題を抱えております。今後とも本部会におきまして、先生方の御指導を引き続きいただければ幸いです。

このお願いの言葉を申し上げまして、御礼のあいさつ、そして私からのあいさつに代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○吉川部会長 それでは、本日の部会はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。